

コーポレート・ガバナンス

■当社のガバナンスシステムの主な特徴

指名委員会等設置会社である当社においては、株主のみなさまに対する受託者責任を十分果たし得る、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

1. 監督と経営の分離の徹底

- ・取締役会の構成について、①非執行取締役を過半数、②経営から独立した社外取締役を6名以上、③専門性・実効性の観点から金融業務・規制等に精通した社内取締役を十分な数とすることにより、ベストミックスを実現しています。
- ・取締役会議長を原則として社外取締役とするとともに、十分なサポート体制を構築しています。
(副議長を社内非執行取締役から選任し、取締役会室を設置しています)

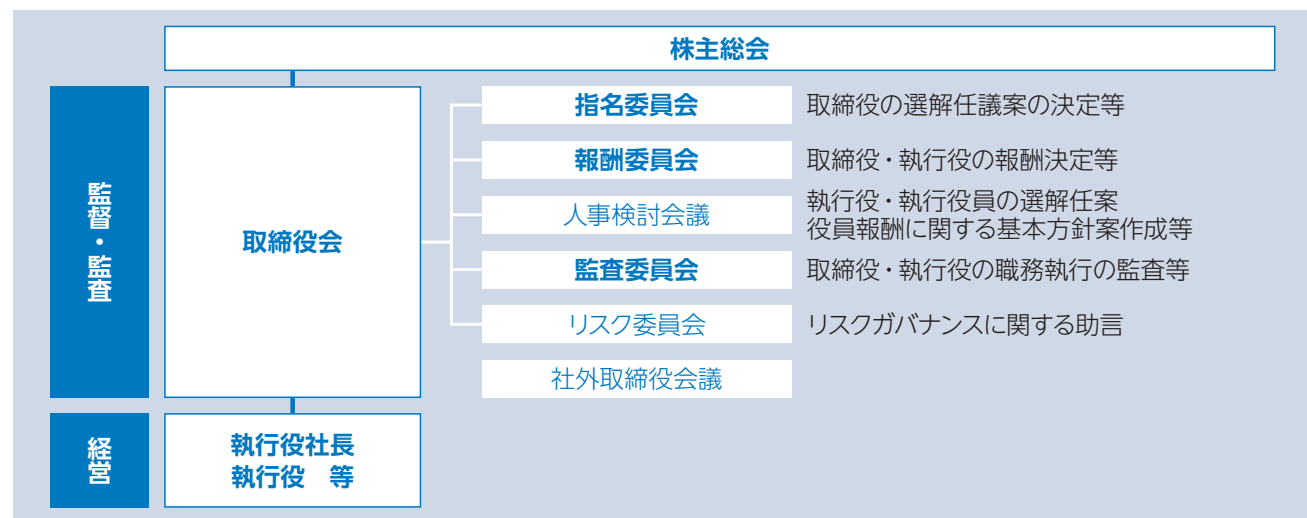
2. 迅速かつ機動的な意思決定

- ・取締役会は、執行役に対し、業務執行の決定を最大限委任しています。

3. 役員人事・役員報酬決定プロセスの客観性・透明性の確保

- ・指名委員会・報酬委員会は原則として全員社外取締役とするとともに、グループ横断的な役員人事と報酬制度を確立しています。

■当社のコーポレート・ガバナンス体制（概観）



■当社の取締役会の構成（2015年11月13日現在）



■2015年度上期の主な実施事項

1. 当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を改定し、コーポレートガバナンス・コードの要請に先駆的に対応しました。(4月1日)
2. 各役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ付けを行いつつ、過度なリスクテイクを抑制する観点から、役員報酬に業績給および業績連動型株式報酬を導入し、変動報酬の比率をより高めた報酬体系に改定しました。(5月15日)
3. コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえつつ、すべての原則について「コンプライ」(実施)することとし、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をコード施行日に東京証券取引所に提出しました。(6月1日)

詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

■URL <http://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/index.html>